



## 何マルキン北海と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

(第102080号)

(有)マルキン北海と札幌市は、「安全・安心な 食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の 安全確保と消費者への信頼の向上に向け、 以下のとおり連携・協働して取り組みます。

何マルキン北海は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者 への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取り 組みについて、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

## 

■施設等の衛生管理

2 商品の品質管理

3 従業者等の衛生管理

4 問題発生時の危機管理

5 □~□以外の食の安全・安心に関する事項

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得る ことができるよう広報などの支援を積極的に行います。

平成22年9月26日

有限会社 マルキン北海 代表取締役

札幌市 市長

阿部欽一

上田文雄

わが社のマイルール 基本項目に関し、詳細な取組を 自ら定め、実行します。

- ●商品の品質·鮮度·適正表示の確認を行い、 安全・安心な食品を提供します。
- ●食品表示の偽装は許しません。
- ●商品は保冷車・冷蔵車による配送を行い、 コールドチェーンの確保を行います。
- ●店舗の清掃、作業台や器具類の洗浄・殺菌 を行い、常に清潔な状態を保ちます。
- ●従業員に対する定期的な衛生教育を実施 します。
- ●品質不良、異物混入等が判明した場合は、 原因を調査し、お客様へのていねいな説明 に努めています。

